

武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の改定に関して必要な事項を検討するため、武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会（以下「改定委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 改定委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 基本構想の改定に関する事項
- (2) 武蔵野市バリアフリー基本構想改定庁内会議の意見に対する調査及び検討に関する事項
- (3) 武蔵野市バリアフリーネットワーク会議の意見に対する調査及び検討に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基本構想に関して市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 改定委員会は、次に掲げる委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者、高齢者等に係る団体の関係者 3人以内
- (2) 子育てに係る団体の関係者 1人以内
- (3) 学識経験を有する者 2人以内
- (4) 商工関係者 1人以内
- (5) 行政関係者 2人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 改定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、改定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 改定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議の議長は委員長とする。
- 3 改定委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、

説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から令和3年3月31日までとする。

(任期)

第7条 委員の任期は、第3条の規定による委嘱又は任命の日から令和3年3月31日までとする。

(委員の報酬)

第8条 第3条第1号から第4号までに掲げる委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その額は市長が別に定める。

(庶務)

第9条 改定委員会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、改定委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。